

平成27年第2回三笠市議会定例会

平成27年6月12日（第1日目）

○議事次第（第1号）

- 1 開会宣告
- 2 会議録署名議員の指名
 - 3番 島山 幸氏
 - 4番 澤田 益治氏
- 3 会期の決定
 - 平成27年6月12日
 - 平成27年6月30日19日間
- 4 諸般報告
 - (1) 議会事務報告
 - (2) 一般行政報告
- 5 議 事
- 6 散会宣告

○議事日程

- | | | |
|-------|--------|---------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 諸般報告について（議会事務報告・一般行政報告） |
| 日程第 4 | | 例月出納検査報告について（監報第2号） |
| 日程第 5 | 報告第 7号 | 議会運営委員会所管事項調査報告について |
| 日程第 6 | 報告第 8号 | 平成26年度三笠市一般会計補正予算（第7回）の専決処分について |
| 日程第 7 | | 報告第9号から報告第11号までについて |
| 日程第 8 | | 報告第12号及び報告第13号について |
| 日程第 9 | | 議案第44号について（市政執行方針、教育行政執行方針） |
| 日程第10 | | 議案第35号から議案第37号までについて |
| 日程第11 | | 議案第38号から議案第41号までについて |
| 日程第12 | 議案第42号 | 空知教育センター組合規約の変更に関する協議について |
| 日程第13 | 議案第43号 | 動産（ブルドーザ）の取得について |
| 日程第14 | 議案第45号 | 平成27年度三笠市介護保険特別会計補正予算（第1回）について |
| 日程第15 | 議案第46号 | 三笠市固定資産評価審査委員会補欠委員の選任について |

○出席議員（10名）

議長	10番	谷津邦夫氏	副議長	8番	儀惣淳一氏
	1番	折笠弘忠氏		2番	只野勝利氏
	3番	畠山 宰氏		4番	澤田益治氏
	5番	谷内純哉氏		6番	武田悌一氏
	7番	齊藤 且氏		9番	丸山修一氏

○欠席議員（0名）

○説明員

市長	西城賢策氏	副市長	北山一幸氏
総務福祉部長兼 総務課長事務取扱	右田 敏氏	財務課長	中原 保氏
市民生活課長	金子 満氏	福祉事務所長	阿部弘之氏
企画経済部長兼 建設課長事務取扱	中沢敏男氏	企画振興課長	小田弘幸氏
政策推進主幹	三宅博文氏	定住対策主幹	濱田圭一氏
農林課長	松本裕樹氏	建設管理課長	猿田智樹氏
水道課長	千葉俊行氏	教育長	永田 徹氏
学校教育課長	高森裕司氏	病院事務局長	澤上弘一氏
消防長	阿部英雄氏	監査委員	森原 裕氏
監査委員事務局長	鈴木信之氏		

○出席事務局職員

議会事務局長	清水光一氏	議会係長	坂 保徳氏
--------	-------	------	-------

◎議長（谷津邦夫氏） 開会前ですが、報道機関並びに企画振興課からの撮影の申し出がありますので、許可しております。

開会 午前10時30分

◎開 会 宣 告

◎議長（谷津邦夫氏） ただいまから、平成27年第2回三笠市議会定例会を開会します。

◎開 議 宣 告

◎議長（谷津邦夫氏） これより、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の1 会議録署名議員の指名についてを議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、3番畠山議員及び4番澤田議員を指名します。

◎日程第2 会 期 の 決 定

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から6月30日までの19日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

会期は、19日間と決定しました。

◎日程第3 諸 般 報 告

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の3 諸般報告に入ります。

初めに、議会事務報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 質疑ないようですから、議会事務報告については、報告済みといたします。

次に、一般行政報告を行います。

市長から報告を求めます。

市長、登壇願います。市長。

(市長西城賢策氏 登壇)

◎市長(西城賢策氏) それでは、行政報告を申し上げます。

まず、報告第1号の市長行動報告についてでございますが、先日6月10日に、自由民主党の北海道選出の国会議員と北海道市長会との政策懇談会が行われましたので、そちらに出席し、北海道市長会として要請行動を行ったところでもあります。冒頭、北海道市長会の会長の菊谷伊達市長から、5月に開催しました北海道市長会総会で決議された要請事項のうち、地方創生や地方行財政、医療、福祉、教育の関係など、北海道市長会として重点的に要請すべき事項について説明を行い、その後、出席しました国会議員からコメントをいただいたところでもあります。いずれにおきましても、北海道のために前向きに取り組むということで、出席されました先生方よりコメントを受けております。

なお、これに先立ち、6月8日、9日の両日、私の就任に伴う挨拶回りを行い、北海道選出の全国国会議員並びに関係省庁に済ませてまいりましたので申し添えさせていただきます。

続きまして、報告第2号の人事発令についてでございますが、そこに記載しておりますとおり、5月14日付で部長職1名が退職、5月20日付で人事異動として部長職1名の人事発令を行ったところでございます。

次に、報告第3号の市工事についてでございますが、三笠市街45号線道路改良工事ほか7件について、そこに記載してありますとおり入札を行いまして、それぞれ期限までに完了するよう工事に入っているところでございます。

行政報告につきましては、以上でございます。

◎議長(谷津邦夫氏) これより、一般行政報告に対する質疑に入ります。

まず、報告第1号総務福祉部関係について。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 次に、報告第2号総務福祉部関係について。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 最後に、報告第3号企画経済部関係について。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 質疑ないようですから、一般行政報告については、報告済みとします。

◎日程第4 例月出納検査報告について(監報第2号)

◎議長(谷津邦夫氏) 続いて、日程の4 監報第2号例月出納検査報告についてを議題

とします。

本報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 質疑ないようですから、監報第2号例月出納検査報告については、報告済みとします。

◎日程第5 報告第7号 議会運営委員会所管事項調査報告について

◎議長(谷津邦夫氏) 日程の5 報告第7号議会運営委員会所管事項調査報告についてを議題とします。

本報告については、議会運営委員会所管事項調査であり、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は、発言願います。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第7号議会運営委員会所管事項調査報告については、報告済みとします。

◎日程第6 報告第8号 平成26年度三笠市一般会計補正予算(第7回)の専決処分について

◎議長(谷津邦夫氏) 日程の6 報告第8号平成26年度三笠市一般会計補正予算(第7回)専決処分についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

(市長西城賢策氏 登壇)

◎市長(西城賢策氏) 報告第8号平成26年度三笠市一般会計補正予算(第7回)の専決処分について報告申し上げます。

今回の補正予算の内容は、平成26年度決算剰余額の調整のため、既定予算額9億4,449万8,000円に5億円を追加し、予算の総額を9億9,449万8,000円としたものであります。

まず、歳出であります。平成26年度の決算見込みにおいて一定の剰余額が見込まれたことから、今後の財政運営に活用するため、財政調整基金に積み立てたものであります。

一方、歳入については、その財源として地方交付税の増額決定分のほか、備荒資金組合超過納付金積立予算調整額により整理したものであり、諸般の事情から3月31日に専決

処分を行ったものであります。本来であれば議会提案すべきところではありますが、その機会がないとの判断から、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行ったものであります。

以上、報告といたしますので、御承認くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） これより、報告第8号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

これより討論、採決に入ります。

報告第8号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

報告第8号について、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

報告第8号平成26年度三笠市一般会計補正予算（第7回）の専決処分については、承認することに決定しました。

◎日程第7 報告第9号から報告第11号までについて

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の7 報告第9号から報告第11号までについてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 報告第9号平成26年度三笠市一般会計繰越明許費繰越計算書から報告第11号平成26年度三笠市下水道事業会計予算繰越計算書まで、一括して報告申し上げます。

最初に、報告第9号平成26年度三笠市一般会計繰越明許費についてであります。今回の報告は、平成26年度補正予算で議決を受けている国の地方創生補正予算の関連事業であります地域住民生活等緊急支援地方創生先行事業費並びに市内購買力促進対策事業費に係る繰越明許費について、それぞれの事業に要する歳出予算の経費を平成27年度に繰り越しましたので、その繰越額及び財源内訳を明らかにするため、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

次に、報告第10号平成26年度三笠市水道事業会計予算繰越計算書についてであります。今回の報告は、平成26年度予算で議決を受けている建設改良事業費の道道岩見沢

三笠線防災交付金地方道工事に伴う配水管移設補償工事について、事業に要する歳出予算の経費を平成27年度に繰り越しましたので、その繰越額及び財源内訳を明らかにするため、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものであります。

最後に、報告第11号平成26年度三笠市下水道事業会計予算繰越計算書についてであります。今回の報告は、平成26年度補正予算で議決を受けている国の経済対策補正予算の関連事業であります雨水管渠新設事業について、事業に要する歳出予算の経費を平成27年度に繰り越しましたので、その繰越額及び財源内訳を明らかにするため、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものであります。

以上、報告第9号から報告第11号まで、一括して報告いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） これより、報告第9号及び報告第11号について、一括して質疑に入ります。

質疑のある方は、発言願います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第9号から報告第11号までについては、報告済みとします。

◎日程第8 報告第12号及び報告第13号について

◎議長（谷津邦夫氏） 続いて、日程の8 報告第12号及び報告第13号についてを一括議題とします。

本報告については、市の出資等による法人の経営状況説明であり、文書記載のとおりでありますので、口頭説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は、発言願います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第12号及び報告第13号までについては、報告済みとします。

◎日程第9 議案第44号について（市政執行方針、教育行政執行方針）

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の9 議案第44号平成27年度三笠市一般会計補正予算（第1回）についてを議題とします。

提案に先立ち、市長及び教育長から、平成27年度市政執行方針並びに教育行政執行方針の説明のため発言を求められておりますので、順次これを許可します。

まず、平成27年度市政執行方針について、市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 平成27年第2回定例会に当たり、市政執行への私の所信と施策を申し上げます。

私は、このたびの市長選挙において、市民の皆さんの力強い御支援と心温まる御厚情により、市政を担わせていただくことになりました。このことは、市民の皆さんからの大変重い信託をいただいたと受けとめ、その重責を痛感し、前小林市政の継承・発展のため市民の皆さんにお示しした政策の実現に向け、決意を新たに「希望に満ちた元気産業都市づくり」に全力を挙げて取り組んでまいります。

さて、我が国においては、昨年5月に民間の有識者で構成される日本創成会議において、2040年までに人口が半減する896の自治体を「消滅可能性都市」と定義し、大きな反響を呼んだことは記憶に新しいところであります。

このような状況を踏まえ、国は昨年の11月に急速な少子高齢化の進展への対応や人口減少への歯どめなど、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことを目的に「まち・ひと・しごと創生法」を施行しました。

これに対して、都道府県や市町村は「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定が求められているところであります。

こうした中、本市においては平成24年度からスタートした第8次三笠市総合計画において、「誰もが暮らしてみたい田園産業都市」と「日本一安心して誰もが住み続けたいまち」を将来都市像として掲げ、市立三笠高等学校のブランド化の確立や三笠ジオパークの認定、石炭の地下ガス化研究の開始、イオンアグリに進出、移住定住施策の推進など、早くから、まさに地方創生の取り組みを進めてきております。

これらの取り組みは、どれも将来の三笠にとって希望の持てる取り組みであり、長く衰退の流れの中にあつた本市にとって、ようやくその流れをとめるとともに、逆転させる要素が生まれ、今まさにまちづくりの芽が育ち始めております。

この、前小林市政の間に培ってきた流れをもとに、市民並びに市議会議員の皆さんとともに考え、ともに協力し、まちづくりの芽をしっかりと育ててまいりますので、特段の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

ここで、まちづくりに臨む基本姿勢について申し上げます。

1つ目として、行政判断の基本は本市の市益・市民益にあると考えていること、2つ目は、人口対策として徹底した経済・産業活性に取り組まなければならないと考えていること、この2つの基本的な考え方にに基づき、今後、市政運営の判断をしてまいりたいと考えております。

次に、当面の取り組みとしては、1つ目として、市立三笠高等学校の安定運営に努めること、2つ目として、三笠ジオパークの整備と交流人口の増加に努めること、3つ目として、石炭の地下ガス化研究の推進に努めること、4つ目には、農業者の経営の安定と活性化やイオン農場の安定運営に努めることとあります。

さらに、今後の私の政策の5本柱として、1つ目は、定住と安定循環であります。

人口減少の対策や医療環境の確保のため、市立三笠総合病院の維持・充実、子育て支援策の継続、観光交流人口の増加に向けた食の街道づくりなどの取り組みを推進してまいります。

2つ目は、経済・産業活性であります。

中心市街地の再整備や農業の生産性向上のための支援、市内経済の振興と商工業者等の活性化、企業誘致と企業連携の推進、石炭の地下ガス化研究などの取り組みを推進してまいります。

3つ目は、冬、すなわち雪対策であります。

冬の快適な生活の向上を目指し、道路除雪予算の確保やぬくもり除雪サービス事業の継続に加え、市内に存在するエネルギー資源を活用した仮称冬快適プラン策定研究会を設立し、施策の具現化に努めてまいります。

4つ目は、市民コミュニティーの充実と支え合う福祉であります。

高齢者が地域で安心して暮らせるよう、孤立しない、させない生活環境づくりや、地区市民センターをコミュニティーの拠点として位置づけ、相談機能の充実や憩いの場づくりに取り組むほか、支え合う福祉の実現を目指してまいります。

5つ目は、潤いのある生活として楽しさの演出であります。

三笠ジオパークを核とした地域づくりを目指すほか、誇りある本市の歴史と伝統を守るため、盆おどり記念施設の整備や三笠北海盆おどりの充実に努めてまいります。

また、花のまちの環境整備を図り、美しく潤いのあるまちづくりに努めるほか、桂沢ダム周辺の環境整備に努めてまいります。

さらに、本市の代表としてPR活動などを展開するため、三笠市特命大使制度を創設してまいります。

この5本柱の施策については、本年度見直し予定の第8次三笠市総合計画の中期以降の計画と連動した、本年度策定予定である三笠市まち・ひと・しごと創生総合戦略の中において、しっかりと位置づけを行った中で進めてまいりたいと考えております。

次に、総合計画の基本目標に基づき、本年度の主要な施策の推進について申し上げます。初めに、「人が育つまち三笠」についてであります。

次代を担う子供たちが、たくましく生きる力と思いやりのある豊かな心を育み、家庭・学校・地域の連携により、元気でたくましく学びながら成長できるよう学習や文化・スポーツ環境の充実を図るとともに、子育てしやすい環境の充実に努めてまいります。

また、誰もが気軽にスポーツやレクリエーションに親しみ、健康増進を図ることができる環境づくりや、地域に根差した社会教育などを通じ、生きがいのある充実した人生を過ごすことができるまちづくりを進めてまいります。

この考え方にに基づき、本年4月1日より改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、本市においても市長と教育委員会により構成する総合教育会議を設置し、教育行政の大綱の策定などについて協議・調整してまいります。

次に、「人が元気で働けるまち三笠」についてであります。

経済・産業活性の取り組みについては、産業界と徹底的な議論を行い、既存制度の拡充も視野に必要な制度創設に向けて検討してまいります。

農業については、日本型直接支払事業を引き続き実施するほか、新規就農者や農業後継者の育成・確保に引き続き取り組んでまいります。

また、地元農産物等を広くPRするため、各都市で開催される物産展などに参加し、消費拡大の促進や付加価値を高めてまいります。

東清住地区養豚業からの臭気問題については、脱臭設備等の整備費を助成するとともに、今後も継続的な臭気測定を行い、北海道や地域住民と連携しながら臭気の改善に努めてまいります。

商工業及び起業化については、引き続き商工業活性化事業やる気応援補助金などの制度を活用し、後継者問題、空き地空き店舗対策、起業化促進などに対する取り組みを行い、地域経済の活性化を推進してまいります。

また、食に対する取り組みを強化し、商工業者、三笠ジオパーク推進協議会、三笠高校などと連携し、地元産を活用した商品開発や販売促進を進め、三笠ならではの素材の開発に取り組んでまいります。

旧商工会館跡地を中心とした中心市街地再整備については、商業、宿泊、観光、交通、コミュニティーなどの要素を複合した施設整備の実現に向け、商業ニーズ調査や事業計画を策定してまいります。

さらに、石炭の地下ガス化については、昨年度に引き続き基礎実験を行うほか、室蘭工業大学による幾春別の山林で実施するフィールド実験のサポートを行い、調査研究を進めてまいります。

企業誘致については、民間の信用調査会社等と連携し企業誘致に努めるほか、既存企業のニーズや課題等についてもしっかりとサポートし、安定した企業運営のもと、市民の雇用機会の充実や産業の活性化を促進してまいります。

雇用・労働環境については、企業や団体が実施する労働環境の改善や人材育成などの取り組みに対し支援を行うほか、労働者への生活・教育資金の融資政策を継続してまいります。

また、失業者対策として、ハローワークを初めとした広域団体との連携による取り組みや求人情報を発信し、雇用の拡大を図ってまいります。

観光については、地域の活性化を図る上で重要な産業分野であると考えております。

本市の観光施設の中心である三笠鉄道村は、三笠トロッコ鉄道などの相乗効果により、より一層の魅力づけを図り、発展・継続できるよう取り組んでまいります。

また、西桂沢地区のみかさ遊園については、隣接する桂沢国設スキー場とあわせ、引き続き施設管理を徹底し、利用者の安全対策と利用促進に努めてまいります。

なお、観光事業全般としては、三笠ジオパークの取り組みを交えながら進めるほか、近

隣市町村と連携した中で外国人観光客への取り組みも行い、交流人口の増加と経済振興につなげてまいります。

桂沢湖周辺については、魅力ある観光スポットとしての再開発について、計画策定を進めてまいります。

また、中央公園のイルミネーションについては、イベントも含め、充実に努めてまいります。

次に、「人が快適に生活を楽しむまち三笠」についてであります。

交通環境については、今後も地域住民の足である市営バスを守るため、経費節減に努めながら、受益者負担を踏まえた便数や料金を検討し、運行維持を図ってまいります。

冬の環境については、国や北海道と連携を図りながら、市民の重要なライフラインである道路網の除排雪に努めてまいります。

また、ぬくもり除雪サービス事業を引き続き実施していくほか、市内に存在するエネルギー資源を活用するため、(仮称)冬快適プラン策定研究会を設立し、施策の具現化に努めてまいります。

環境衛生については、不法投棄やポイ捨てのないクリーンなまちを目指して監視に努めるほか、ごみの適正排出等の啓発や家庭から出る使用済み小型家電のリサイクルに取り組み、ごみの抑制・再利用に努めてまいります。

また、火葬場については、本年度から2カ年計画で新火葬場建設に着手するほか、柏町墓地等については、新たに区画整備などを行ってまいります。

市営住宅については、現在進めている榊町団地建てかえ事業を初め、既存の市営住宅の改修を引き続き実施するとともに、市内各地に点在する空き老朽市営住宅の計画的な除却を進め、集約化を図ってまいります。

また、子育て世帯等を対象とした道営住宅の整備について、北海道と連携し、建設に向けた取り組みを行ってまいります。

個人住宅については、住まいのリフォーム助成事業や若者移住定住家賃助成事業などを引き続き実施し、移住・定住の促進を図ってまいります。

上水道については、水質検査計画に基づき、水質管理の徹底と有収率の向上や効率的な業務執行に努めてまいります。

下水道については、浸水対策として三笠第3排水区現況調査を行うほか、施設の適切な維持管理に努めてまいります。

また、企業会計の健全な経営を目指し、使用料の改定に向け作業を進めてまいります。

幾春別川総合開発事業については、新桂沢及び三笠ぼんべつ両ダムの平成32年度完成を目指し、今後、本格的な工事の推進が図られるものと期待しております。

また、ダム事業と並行し、桂沢湖周辺の開発についても関係機関との協議を進め、意見、要望が反映されるよう国等に要請してまいります。

森林資源を守り育てるため、昨年度に引き続き市有林環境保全整備事業や分収造林受託

事業を実施するほか、民有林についても、新たに取り組む森林整備地域活動支援交付金によって森林所有者を支援し、計画的な整備を行ってまいります。

道路、橋梁、河川、公園については、計画的に整備するものは継続し、火葬場新設に必要な道路整備に着手するほか、道路構造物等の点検調査を行ってまいります。

また、道道関係の整備要望については、引き続き北海道へ要望してまいります。

次に、「人が安心して暮らせるまち三笠」についてであります。

地域福祉については、小地域ネットワーク活動の充実や地域ぐるみで高齢者等を支えるための連携・協力体制をより一層推進するとともに、高齢者などが地域から孤立することなく、安心して暮らすことのできる生活環境づくりに努めてまいります。

生活保護については、法に基づき適正実施に努めるとともに、ハローワークとの連携や生活保護就労支援員の配置を継続し、就労及び自立助長に努めてまいります。

また、生活困窮者自立支援法の施行に伴い、被生活保護者を除く生活困窮者の相談に包括的に対応してまいります。

さらに、離職により住居を失った方、そのおそれがある方に対し、住宅確保給付金を実施してまいります。

児童・母子・父子福祉については、三笠市子ども・子育て支援事業計画により、保育所、児童館の各種事業や環境整備、保育所負担金助成事業、乳児紙おむつ購入費用助成事業を引き続き実施し、子育てしやすい環境や市内経済の活性化を推進してまいります。

地域医療については、市民の命と健康を守る大切な社会基盤ではありますが、医師、看護師等の不足や診療報酬の引き下げなどにより、地域医療を取り巻く環境は大変厳しい状況が続いており、さらに、北海道が今後策定する地域医療構想に基づき、効率的かつ質の高い医療提供体制が求められます。

このような状況を踏まえ、市立病院の今後のあり方に関して庁内検討委員会で取りまとめた報告書を尊重し、市立病院の維持・充実に努めていくとともに、市民が安心して利用できる医療サービスの充実を目指し、高齢者に対する訪問看護事業に取り組んでまいります。

国民健康保険については、生活習慣病の予防や疾病の早期発見を推進するとともに、特定健康診査及び特定保健指導や各種検診などを引き続き実施し、医療費の抑制に努めてまいります。また、国においては、医療保険制度のあり方が見直されていることから、今後の動向を踏まえて健全な運営に努めてまいります。

健康づくりについては、各種健康診査や健康教育のほか、各種運動教室を引き続き実施してまいります。

また、がん対策の一つとして、特定の年齢に達した方に対する各種がん検診や肝炎ウイルス検診、中学生までのインフルエンザ予防接種の費用助成事業を引き続き実施してまいります。

高齢者福祉については、第6期三笠市高齢者保健福祉計画に基づく保健サービス・施設

サービスなどを提供するほか、バス運賃の一部助成や敬老祝い温泉入浴券助成事業、長寿祝い事業を引き続き実施してまいります。

介護保険については、第6期三笠市介護保険事業計画に基づき、新たな地域支援事業の実施に向けた検討や地域包括ケアシステムの構築、介護保険財政の健全化や予防事業を引き続き実施してまいります。

障害者福祉については、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスのほか、コミュニケーション支援事業やタクシー料金の一部助成等を引き続き実施してまいります。

交通安全については、高齢者に重点を置いた啓発活動を積極的に展開し、安全意識の高揚と交通事故防止に努めてまいります。

市民生活の安全対策については、本年5月に施行された空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、空家等対策を積極的に実施するほか、新たな倒壊等、建物を発生させないための対策を講じてまいります。

防犯対策については、町内会などが行う防犯灯のLED改修や維持管理費の支援を引き続き実施するとともに、防犯カメラを市内主要箇所へ計画的に設置するほか、引き続き関係機関・団体と連携を図りながら、防犯意識の高揚や犯罪のない安全・安心に暮らすことができるまちづくりを進めてまいります。

消費生活については、振り込め詐欺、悪質商法などによる被害の防止を図るため、消費者被害防止ネットワークの活用を充実強化するとともに、消費者協会と連携し啓発に努めてまいります。

消防行政については、安全性の向上と消防力の充実強化を図るとともに、地域ぐるみの自主防火活動や救急処置の高度化を図るほか、応急手当ての講習会を積極的に実施してまいります。

住宅防火については、住宅用火災警報器の設置促進とあわせ高齢者を中心とした防火指導を行うほか、防災については、引き続き自主防災組織の結成を促進するとともに、人材育成や防災講習会を実施してまいります。

次に、「人と自然が共存できるまち三笠」についてであります。

歴史・文化資源については、長い歴史や風土の中で生まれ継承されてきたものであり、大切に保存し、後世に伝えてまいります。

本市の歴史や資源を総合的に活用し、観光・教育資源として地域の活性化や交流人口の増加に寄与することを目的に取り組んでいる三笠ジオパークについては、本年度においてもサイトの整備、ツアーの開催、食・特産品開発、学習旅行の誘致、学校教育と連携した活動など、三笠ジオパークを最大限に活用していく取り組みを行ってまいります。

最後に、「人が未来に向かって夢を育めるまち三笠」についてであります。

協働・市民参加については、協働のまちづくり推進事業補助金の活用により、連携した地域づくりを目指してまいります。

また、市政懇談会や多くの審議会、委員会のほか、三笠市未来づくり基本条例に基づく

三笠市未来創造会議などを引き続き開催し、市民との対話の機会を大切にまいります。

都会の文化に親しむ機会の創出や、新しいまちづくりのきっかけにもつなげる市民の元気づくり講演会を引き続き実施してまいります。

コミュニティー活動については、引き続き連合町内会の活動を支援するほか、地区市民センターをコミュニティーの拠点として、相談機能や憩いの場とするよう検討し、利用の促進を図ってまいります。

行政運営については、公共施設の修繕として、毎年、計画的に緊急性を考慮しながら行ってまいりましたが、安全・安心なまちづくりに向け、今まで見送ってきた修繕について、本年度、大幅に事業実施をしております。

今後の公共施設のあり方については、一昨年4月に、国の通知により、公共施設等の現状把握や更新、統廃合、長寿命化などの計画が求められていることから、策定に向けて取り組んでまいります。

財政運営については、今後、地方交付税の削減も懸念されることから、一層の工夫を重ね、事務事業の見直しや民間委託の推進、老朽不用施設の除却などにより歳出の削減を図るとともに、使用料、手数料などの適正化、不用施設の売却など収入確保に努め、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による制限を受けない財政の運営に努めてまいります。

さらに、市税等については、市民の納税意識の高揚に努めるとともに、滞納者に差し押さえなどの滞納処分の実施や債権回収専門会社への業務委託、インターネット公売の活用により、市民負担の公平化に努めてまいります。

移住定住促進については、施策を引き続きテレビコマーシャルなどで集中的にPRするほか、地域おこし協力隊を活用し、移住定住の取り組み強化や農業分野での産業振興に努めてまいります。

また、農業、観光、文化、歴史など、さまざまな情報を広く発信するため、三笠市特命大使条例を制定し、本市のさらなる発展に努めてまいります。

私は、三笠市未来づくり基本条例に基づき、これまで先人が築き上げてきた誇りと豊かな自然、歴史、文化、そして協働の精神によって築かれたこの町を継承するとともに、安全・安心で快適に暮らせるまちを構築し、次代を担う子供たちに、未来に向かって夢を育めるふるさとを引き継いでいく責任があります。

私は、先人たちの開拓精神の気概を思い起こし、「誰もが暮らしてみたい田園産業都市」の構築と「日本一安心して誰もが住み続けたいまち」を実現するため、本市のまちづくりの基盤となる第8次三笠市総合計画の中期計画や、それに連動した三笠市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定と推進を図り、「誇りと希望にあふれるまちづくり」に全力を尽くしてまいり所存であります。

以上、市政執行に臨む私の所信の一端を申し上げましたので、市民の皆さん、そして市議会議員の皆さんの御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） 次に、平成27年度教育行政執行方針について、教育長、登壇願

います。教育長。

(教育長永田徹氏 登壇)

◎教育長(永田 徹氏) 平成27年第2回定例会に当たり、教育委員会所管の行政執行に関する主要な方針について申し上げます。

地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、市長と教育委員会との連携の強化などを目的に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、教育委員会制度は大きな転換期を迎えております。

本市においても、市長と教育委員会により構成される総合教育会議を設置し、教育行政の大綱の策定などについて協議、調整してまいります。

このような教育行政を取り巻く環境が大きく変化している中、子供の学ぶ意欲や学力・体力の低下などが指摘されており、国においては、第2期教育振興基本計画に基づき、生涯にわたる学習の基礎となる「みずから学び、考え、行動する力」を確実に育てる取り組みが進められております。

北海道においては、知・徳・体のバランスのとれた子供の育成とその基盤となる教育環境づくりを、教育行政に臨む基本姿勢として取り組んでおります。

一方、本市においても、新学習指導要領の趣旨や狙いをしっかりと踏まえ、生きる力を育むという理念のもと、知識や技能の習得とともに思考力、判断力、表現力などの育成に最善を尽くし、学力向上に努めてまいります。

このことから、本市の第8次三笠市総合計画の基本目標に沿って、各施策を確実に執行していくとともに、子供たちが生まれ育ったふるさと三笠に愛着と誇りと持ち、将来の夢に向かってたくましく生き抜いていく力を育ててまいります。

また、市民一人一人が生きがいのある充実した人生を過ごすことができる生涯学習の充実に向け、教育行政を推進してまいります。

最初に、幼児教育について申し上げます。

子育て家庭においては、国における経済政策の効果がなかなか行き渡らない状況の中、教育費の負担軽減などが求められております。このことから幼児教育の重要性を考え、幼稚園授業料等助成事業を昨年度に引き続き実施し、子育てしやすい環境を整備するとともに市内経済の活性化を図ってまいります。

次に、学校教育について申し上げます。

本市の学校教育は、新学習指導要領の理念である「生きる力」をより一層育むとともに、子供たちが変化の激しい社会において自立して生きていくための基礎的・基本的な知識・技能や、それを活用できる力を育ててまいります。

市内全小中学校において実践してきた小中一貫教育を推進するとともに、三笠小学校、三笠中学校において、コミュニティ・スクールを継続し、家庭、学校、地域全体で子供たちを守り育てる教育環境の充実に向けてまいります。

また、英語への興味、関心を高め、実践的コミュニケーション能力を身につけさせるた

めに、外国語指導助手や英語にすぐれた方を講師として、幼児から小学校低学年までの親子を対象とした英語教室を継続するとともに、市内外のさまざまな分野で活躍している三笠市にゆかりのある先輩を講師として招き、先輩から学ぼう実施事業を継続してまいります。

学校統合に伴い遠距離となる児童生徒の通学手段を確保するため、スクールバスの運行及び定期券料金を補助するとともに、防犯カメラを設置し、事件、事故から子供たちを守る安全・安心な通学環境づくりに努めてまいります。

学校施設整備については、国における耐震対策の指針に基づき、市内全小中学校屋内運動場の非構造部材の耐震事業を実施するとともに、老朽化した校舎及び屋内運動場を改修するほか、経年劣化が著しい備品などを整備し、児童生徒がより安心して学ぶことができる教育環境の充実に努めてまいります。

吹奏楽指導者招致事業として、昨年度に引き続き札幌交響楽団所属の演奏者を招致し、三笠中学校吹奏楽部の演奏技術の向上を図り、創造的な思考や豊かな心を育む教育環境の充実に努めてまいります。

また、小学生の給食費無料化を本年度も引き続き実施し、子育てしやすい環境づくりを進めるほか、学校給食センターの調理機器及び配送車両については、老朽化が著しいことから更新し、安全・安心な学校給食の提供に努めてまいります。

特別支援教育については、障害のある児童生徒の学校生活や学習上の困難な状況に対して必要な支援を行うとともに、児童生徒の状態が多様化している中で、自立や社会参加に向けた取り組みを支援するため支援員を配置するなど、一層の充実に努めてまいります。

子供たちの心と体に苦しみや痛みをもたらすいじめは、子供たちが人間として尊重され成長する権利を著しく侵害するものであります。

国においては、平成25年9月にいじめ防止対策推進法を施行し、北海道においても、平成26年4月に北海道いじめの防止等に関する条例を施行したことを踏まえ、本市においても、子供たちが安心して生活し学ぶことができる環境をつくるため、三笠市子どものいじめ防止等条例を制定し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進してまいります。

また、いじめ問題などに対するスクールカウンセラーの相談を引き続き実施し、子供たちの心のケアに努めるほか、いじめに関する研修会を開催し、学校職員、保護者、地域が一体となって、いじめに対する理解を深めてまいります。

安全対策については、青少年育成センターを中心に、関係機関・団体と十分に連携を図りながら、事件、事故から子供たちを守る安全・安心な環境づくりに努めてまいります。

教育研究所においては、新学習指導要領を基本に、本市の特色ある教育と新しい学校教育の実現を図るための研究活動を進めてまいります。

市立三笠高等学校については、本年3月に第1期生の40名全員が進路先を決定し、それぞれの夢と希望を胸に巣立っていきました。本年度からは、市立高校としての黎明期を

終え、成熟に向かうための成長期を迎えることとなります。開校以来、食のスペシャリストを育成すべく、学校経営の基本として、「地域に開かれ、地域に教育の場を求め、地域とともに歩む」ことを実践してまいりました。特に本年度は、生徒に経営力やコミュニケーション能力を身につけさせる機会を設けることにより、食に関する高度な専門的知識・技術と合わせた食のスペシャリストとしての総合力を養わせることを目的とした施設整備について具体的に検討してまいります。

生徒確保対策については、平成24年4月に開校以降、継続して定員を確保し、道内唯一の食物調理科の公立高等学校として着実に歩みを進めておりますが、今後も少子化により生徒数が減少する状況が続くことから、本年度においても引き続き全道各地の中学校を中心に訪問しPRするとともに、保護者の経済的な負担軽減により安定的な生徒確保を図るための教材費などの一部支援を引き続き行うほか、教育活動の充実を図るため、調理器具などの整備拡充を図ってまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

本市の社会教育行政の方向や基本姿勢などを示している三笠市社会教育中期計画に基づき、市民一人一人がみずからの意思と選択により、楽しく学び合い、新しい時代を拓く、生涯学習の推進と心豊かな人づくりを目指して、各種施策を推進してまいります。

家庭教育については、子供に対する愛情の上に、その責任を自覚し、親も子育てを通じ、ともに成長してもらうため、家庭教育に必要な知識や情報を子育て家庭に提供する2歳児通信学習「お母さん生き生き子育て」を継続してまいります。

青少年教育については、地域の自然や特性を活かした体験学習を初め、リーダー養成のための研修などを行っている三笠市地域子ども会育成連絡協議会の諸活動への参加を促し、自主的に行動できる子供たちの育成に努めてまいります。

成人教育については、新しい時代に対応できる知識と教養を高めるために、公民館講座など、誰もが気軽に参加できる学習機会を提供してまいります。

また、成人祭については、大人になったことを自覚し、みずから生き抜こうとする成人を市民全体で祝い励ますため、引き続き実行委員会との共催で実施してまいります。

高齢者教育については、健康で生きがいのある充実した生活を支援するための学習活動の場として、引き続きことぶき大学を開催し、高齢者の社会参加の促進を図ってまいります。

芸術・文化については、三笠市民文化芸術振興条例に基づき、芸術・文化活動を推進するため、北海道唯一のプロオーケストラである札幌交響楽団の三笠公演を実施するほか、文化協会が主催する三笠市民文化祭の運営費の一部を助成するなど、広く市民に参加の機会を提供し、芸術文化に対する意識の高揚を図ってまいります。

歴史文化については、長い歴史や風土の中で継承され育まれてきた貴重な財産であります。これらの文化遺産を大切に保存、展示するとともに、後世に伝承するため、郷土芸能団体の活動を支援してまいります。北海道遺産である三笠北海盆おどりについては、地域

に根差した文化振興と地域づくりの目玉として、まちの活性化を図るため、市民、企業、団体などと連携し、魅力のある充実した盆踊りとなるよう取り組んでまいります。

また、北海盆唄全国大会についても、北海盆唄発祥の地として、歴史的文化遺産の継承・発展を図るため、引き続き開催してまいります。

公民館については、エレベーターを設置し、市民が利用しやすい施設として整備するとともに、余暇の積極的な活用による豊かな生活を実現していくための文化活動や学習成果の発表の場として、文化団体、サークルなどに提供するほか、公民館講座を開催し、市民に広く学習する機会を提供してまいります。

図書館については、市民の読書活動を支援するとともに、地域の情報拠点としての役割を担う大切な施設であります。このため、子供への読書案内やかるがも会などの各種事業を実施するとともに、引き続き小中学校へ図書の貸し出しを行い、子供たちへよりよい読書環境を提供してまいります。

また、乳幼児健診時における絵本などの読み聞かせと、乳児に絵本を贈るブックスタート事業を引き続き実施し、子育てを支援してまいります。

博物館については、本市の特徴でもあるアンモナイト化石など、古生物を活かした学術研究の充実・発展と、地域に根差した教育の場の提供や施設の機能を活かした事業の展開を図り、利用の拡大に努めるとともに、三笠ジオパークの認定を踏まえて、市内の小中学校の児童生徒に、三笠の自然や化石を通じた地域の特色ある授業を積極的に支援してまいります。

また、国内外のさまざまな種類の化石を展示紹介する特別展を開催してまいります。

スポーツ・レクリエーションについては、野球は北海道日本ハムファイターズ、サッカーは北海道フットボールクラブが運営するコンサドーレ札幌に引き続き委託し、子供たちが高度な技術や考え方を習得するための環境づくりに取り組んでまいります。

パークゴルフ場サン・パーク及び運動公園内の体育施設については、引き続き指定管理者により運営を継続するとともに、市民の健康維持増進と体力づくりに効果が期待できるノルディックウォーキングの普及啓発に努めてまいります。

以上、平成27年度の教育委員会所管の行政執行に関する主要な方針について申し上げました。

教育の推進に当たっては、各関係機関、団体などとの連携を図るとともに、市民の皆さんの御協力をいただきながら、子供たちの健やかな成長を育んでいく教育環境の充実に努めることが必要であると考えております。

私は、教育委員会が果たさなければならない役割と責任の重大さを深く認識し、市長と教育委員会が一体となり、本市の教育の質の向上と発展に向け、ここに申し上げました各施策を確実に執行するよう最善を尽くしてまいる決意であります。

市民の皆さん、市議会議員の皆さんの御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） 引き続き、議案第44号平成27年度三笠市一般会計補正予算

(第1回)について、市長から提案説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

(市長西城賢策氏 登壇)

◎市長(西城賢策氏) 議案第44号平成27年度三笠市一般会計補正予算(第1回)について、提案説明申し上げます。

本年度は、統一地方選挙の年でありましたことから、当初予算は、継続費、債務負担行為関連事業及び4月から対策を講じるべき事業について、必要性、事業性を十分精査し、措置した骨格予算でありました。今回の補正は、さきに述べました市政執行方針を踏まえ、市民の皆さんにお示しした政策の実現に向けた内容などについて提案するものであります。

今回の補正は、既定予算額の95億7,686万8,000円に1億8,110万4,000円を追加し、予算の総額を97億5,797万2,000円とするものであります。

まず、歳出であります。各款における主な内容を説明いたしますと、議会費では、議場の会議システムの経年劣化に伴う機器の更新事業費を措置するものであります。

総務費では、土地開発公社の健全化方針による用地取得費のほか、三笠市を代表してPR活動などを行う特命大使活動事業費及び旧商工会館跡地を中心とした中心市街地再整備に向けた調査や、計画作成に必要な事業費を措置するものであります。

また、マイナンバー制度の導入に向けた準備のため、個人番号カード交付事業費を措置するものであります。

民生費では、介護保険料における低所得者負担軽減に伴う繰出金を措置するものであります。

衛生費では、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づき、小型家電等の回収に係る経費を措置するものであります。

商工費では、三笠入口に設置しております観光看板の更新事業費を措置するほか、三笠ジオパークの推進に係る事業費を措置するものであります。

土木費では、市営住宅榊町団地E棟の建設に向けた実施設計費などを措置するものであります。

消防費では、消防団員の安全に配慮し、防火服等の装備の更新事業費を措置するものであります。

教育費では、三笠市子どものいじめ防止等条例の制定に伴い、三笠市いじめ問題審議会に係る費用を措置するほか、高校生レストランの整備に向けた基本構想等作成事業費を措置するものであります。

また、公民館について、高齢者等が利用しやすい施設とするため、エレベーターの設置事業費を措置するものであります。

一方、歳入については、歳出関連の特定財源5,501万7,000円を増額するほか、一般財源については不足する1億2,608万7,000円を財政調整基金の繰り入れにより措置するものであります。

以上、提案説明といたしますので、御審議くださいますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） 以上をもちまして、市政執行方針説明並びに教育行政執行方針説明並びに議案第44号についての提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

議事の都合により、市政執行方針説明及び教育行政執行方針説明並びに議案第44号についての質疑は、6月23日からの大綱質問により、通告順に行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

◎日程第10 議案第35号から議案第37号までについて

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の10 議案第35号から議案第37号までについてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 議案第35号三笠市特命大使条例の制定から議案第37号三笠市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等条例の制定まで、一括して提案説明申し上げます。

最初に、議案第35号三笠市特命大使条例の制定についてであります。本条例の制定は、三笠市の地域振興に功績を有する者を、三笠市特命大使に選任することにより、三笠市の農業、観光、文化、歴史などさまざまな情報を広く発信し、本市のさらなる発展を図るため必要な事項を定めるものであります。

制定の内容は、特命大使の対象者や、選任及び任務などについての規定を定めるものであります。

施行期日は平成27年7月1日であります。

次に、議案第36号三笠市子どものいじめ防止等条例の制定についてであります。本条例の制定は、国におけるいじめ防止対策推進法の施行及び北海道における北海道いじめの防止等に関する条例の施行を踏まえ、本市においても、いじめの防止等のための施策を推進し、子供たちが安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるため必要な事項を定めるものであります。

制定の内容は、いじめの防止等に係る基本理念を定め、本市の責務や役割を明確にするとともに、いじめの防止等の対策を推進する組織の設置についての規定を定めるものであります。

施行期日は平成27年7月1日であります。

最後に、議案第37号三笠市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等条例の制定についてであります。本条例の制定は、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業における市内居住の利用者が負担すべき額などについて、必要な事項を定めるものであります。

制定の内容は、幼稚園を利用する場合の教育標準時間認定を受ける利用者及び保育所を利用する場合の保育認定を受ける利用者の負担額並びに利用者負担額の徴収及び減免について必要な事項を定めるものであります。

施行期日は27年7月1日であります。

以上、議案第35号から第37号まで、一括して提案説明といたしますので、御審議くださいますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） 議事の都合により、議案第35号から議案第37号までについての質疑を保留し、大綱質問終了後に行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

◎日程第11 議案第38号から議案第41号までについて

◎議長（谷津邦夫氏） 続いて、日程の11 議案第38号から議案第41号までについてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 議案第38号三笠市証明等事務手数料条例の一部を改正する条例の制定から議案第41号三笠市市営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定まで、一括して提案説明申し上げます。

最初に、議案第38号三笠市証明等事務手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、建築基準法の改正による構造計算適合性判定の申請方法の変更及び住宅性能表示制度の改正による長期優良住宅建築等計画の認定申請等の追加に伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、構造計算適合判定の申請方法の変更に伴い、関係する手数料の規定を削除するとともに、長期優良住宅建築等計画の認定申請等の追加に伴い、住宅性能評価による申請の手数料の規定を追加するものであります。

施行期日は、平成27年7月1日であります。

次に、議案第39号三笠市非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、移住定住の促進及びまちの活性化を図るため、非常

勤特別職職員として地域おこし協力隊隊員を募集することに伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、移住定住を促進するため、各種制度のPRや住宅情報バンクに係る取り組みの実施、また、まちの活性化を図るため、農業分野での担い手としての活動や、農産物の加工品の研究などを目的に、地域おこし協力隊隊員を募集するため、規定の整備を行うものであります。

なお、報酬額については、特別交付税措置額を基準として定めるものであります。

施行期日は平成27年7月1日であります。

次に、議案第40号三笠市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、介護保険法施行令の改正に基づき、低所得者の介護保険料の軽減強化を行うため、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、介護保険料の所得段階の区分が第1段階に該当する者の保険料を3,000円減額し、3万300円から2万7,300円に改めるものであります。

施行期日は平成27年7月1日であります。

なお、経過措置として、平成27年度分の保険料から適用し、26年度以前の保険料については適用しないものであります。

最後に、議案第41号三笠市市営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定についてあります。今回の改正は、市営住宅の除却に伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、金谷町の団地ほか計8団地において、12棟45戸の市営住宅の除却を行うため規定の整備を行うものであります。

施行期日は平成27年7月1日であります。

以上、議案第38号から議案第41号まで一括して提案説明といたしますので、御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） 議事の都合により、議案第38号から議案第41号までについての質疑を保留し、大綱質問終了後に行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

◎日程第12 議案第42号 空知教育センター組合規約の変更に関する協議について

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の12 議案第42号空知教育センター組合規約の変更に関する協議についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 議案第42号空知教育センター組合規約の変更に関する協議について、提案説明申し上げます。

今回の提案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴い、空知教育センター組合規約の一部改正が必要となることから、同組合を組織する市町でこれらの協議を行うため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案説明といたしますので、御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） 議事の都合により、議案第42号についての質疑を保留し、大綱質問終了後に行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

◎日程第13 議案第43号 動産（ブルドーザ）の取得について

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の13 議案第43号動産（ブルドーザ）の取得についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 議案第43号動産（ブルドーザ）の取得について、提案説明申し上げます。

今回、取得する動産は、ブルドーザであり、株式会社まつむら三笠工場から2,656万8,000円で購入しようとするものであります。予定価格が2,000万円以上の動産でありましたので、三笠市議会の議決に付す契約及び財産の取得または処分条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案説明といたしますので、御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） 議事の都合により、議案第43号についての質疑を保留し、大綱質問終了後に行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

◎日程第14 議案第45号 平成27年度三笠市介護保険特別会計補正予算（第1回）いて

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の14 議案第45号平成27年度三笠市介護保険特別会計補正予算（第1回）についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 議案第45号平成27年度三笠市介護保険特別会計補正予算（第1回）について、提案説明申し上げます。

今回の補正は、既定予算額13億1,835万1,000円に変更はなく、低所得者保険料の負担軽減に伴い、介護保険料404万1,000円を減額し、この見合い分を一般会計繰入金で増額するものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） 議事の都合により、議案第45号についての質疑を保留し、大綱質問終了後に行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

**◎日程第15 議案第46号 三笠市固定資産評価審査委員会
補欠委員の選任について**

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の15 議案第46号三笠市固定資産評価審査委員会補欠委員の選任についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 議案第46号三笠市固定資産評価審査委員会補欠委員の選任について、提案説明申し上げます。

三笠市固定資産評価審査委員会委員森川輝男氏から、平成27年5月27日付の辞任の届け出があったことから、その後任者として、新たに小林英夫氏を選任するため、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同氏の略歴につきましては、記載のとおりであり、三笠市固定資産評価審査委員会補欠委員として適任と考えますので、御同意くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） 本案について、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認め、質疑、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。本案については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。よって、議案第46号三笠市固定資産評価審査委員会補欠委員の選任については、同意することに決定しました。

◎休 会 の 議 決

◎議長(谷津邦夫氏) 休会について、お諮りします。

議事の都合により、明日6月13日から6月22日までの10日間、休会したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

6月13日から6月22日までの10日間、休会することに決定しました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

◎散 会 宣 告

◎議長(谷津邦夫氏) 本日は、これをもちまして散会いたします。

御苦労さまでした。

散会 午前11時53分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員